

## 1.2 申込設備を提出しない場合

(単位:円)

特定無線設備の種類別	略称	証明手数料		
		証明手数料	試験結果報告書評価料 (1台あたり)	証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項第1号の4	MCA陸上移動局 MCA指令局	60,000	20,000	40
第2条第1項第1号の9	SSB			
第2条第1項第1号の10	デジタル			
第2条第1項第1号の11	F3E等			
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク			
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク			
第2条第1項第1号の13	海上用DSB			
第2条第1項第1号の14	SSB			
第2条第1項第1号の15	F3E等			
第2条第1項第2号	無線標定			
第2条第1項第2号の2	ラジオ・バイ			
第2条第1項第3号	市民ラジオ			
第2条第1項第3号の2	気象援助局			
第2条第1項第4号	パーソナル			
第2条第1項第4号の2	簡易無線			
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線			
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線			
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)			
第2条第1項第4号の7	920MHz帯簡易無線局			
第2条第1項第5号	50GHz帯CR			
第2条第1項第6号	構内無線			
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)			
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)			
第2条第1項第7号	コードレス電話			(親機) (子機)
第2条第1項第8号	特定小電力無線局			1GHz以下 1GHz～10GHz 10GHz以上
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局			
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局			
第2条第1項第10号	携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うもの) 携帯無線通信用陸上移動局(陸上移動局(小電力リピータ))			
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)			
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)			
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局			
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局(包括免許)			
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)			

特定無線設備の種類別	略称	証明手数料	
		証明手数料	試験結果報告書評価料 (1台あたり) 証明ラベル 費用 (1枚あたり)
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)		
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EVDOマルチキャリア)移動局		
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等		
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等		
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等		
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等		
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局		
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等		
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局		
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等		
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局		
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等		
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の21	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局		
第2条第1項第11号の22	LTE(2GHzTDD)用基地局等		
第2条第1項第11号の23	UMB用陸上移動局		
第2条第1項第11号の24	UMB用基地局等		
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局		
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局		
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等		
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等		
第2条第1項第12号	アマチュア無線局		
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ		
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局(静止/オムニトラックス)		
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止/オーブコム)		
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局		
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局		
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局		
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局		
第2条第1項第17号	非常警報用固定局		
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局		
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(2,400~2,483MHz)		
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム(2,471~2,497MHz)		
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)		
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)		
第2条第1項第19号の3	5.2, 5.3GHz帯小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム		

特定無線設備の種類別	略称	証明手数料	証明手数料	
			試験結果報告書評価料 (1台あたり)	証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム			
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム			
第2条第1項第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム			
第2条第1項第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム(10ミリワット以下)			
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局			
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)			
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局			
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)			
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局			
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイクロワット以下)			
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(空中線電力0.01ワット以下)			
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局			
	800MHz帯デジタルMCA指令局			
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電 (親機) 話(狭帯域TDMA) (子機)			
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話(広帯域TDMA)			
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)			
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局			
第2条第1項第23号	PHS基地局			
第2条第1項第23号の2	PHS中継局			
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等			
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局			
第2条第1項第25号	RZSSB			
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB			
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB			
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル			
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル			
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル			
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局			
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン			
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局(静止/N-STAR)			
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局(非静止/イリジウム)			
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局			
第2条第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のレーダー(第3種レーダー)			
第2条第1項第29号	設備規則第48項第4項のレーダー(第4種レーダー)			
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局			
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)			
第2条第1項第30号の3	HST携帯移動地球局(船上地球局)			
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線			
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局			
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局			
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局			
第2条第1項第31号の5	80GHz帯陸上移動局			
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局			
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局			
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局			

特定無線設備の種別	略称	証明手数料	
		証明手数料	試験結果報告書評価料 (1台あたり) 証明ラベル 費用 (1枚あたり)
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)		
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)		
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等(周波数分割複信方式又は時分割複信方式)		
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局(4相位相変調等)		
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局(信号伝送速度:6メガビット以上)		
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局		
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム		
第2条第1項第47号	超広帯域(UWB)無線システム		
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム		
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局		
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等		
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局		
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局		
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局等		
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等		
第2条第1項第54号	次世代PHS用陸上移動局		
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局		
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局		
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルター		
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルター(CATV網等接続型)		
第2条第1項第57号の3	エリア放送用一般放送局		
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置		
第2条第1項第59号	簡易型国際VHF(固定型)		
第2条第1項第60号	簡易型国際VHF(携帯型)		
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局		
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第63号	700MHz帯高速道路システム基地局		
第2条第1項第64号	700MHz帯高速道路システム陸上移動局		
第2条第1項第65号	23GHz帯陸上移動局		
第2条第1項第66号	23GHz帯固定局		
第2条第1項第67号	11GHz帯又は15GHz帯固定局		
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識(406MHz帯及び121.5MHz)		
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム		

注:特性試験が必要になった場合は1.1項(申込み設備を提出する場合)の試験料を別途申し受けます。